

静岡県子ども・若者意見提案実現プロジェクト実施要項

1 実施目的

静岡県（以下「県」という。）は、子ども・若者の意見を県の施策に反映させるため、子ども・若者等が提案者となる「子ども・若者意見提案実現プロジェクト」を実施する。

2 プロジェクト概要

子ども・若者等から提案を募集し、発表会形式で審査と表彰を行う。優秀な提案の一部について県が事業化する。

(1) 応募・審査の流れ

ア 提案したいテーマを3(1)から選択

イ 選んだテーマについて、着目した課題と解決につながる提案を検討

ウ 提案書にまとめて提出し、プロジェクトへ応募

募集期間：令和7年5月28日(水)～7月25日(金)

エ 書類審査

オ 発表会・表彰式（令和7年9月13日(土)）

カ 事業化する提案の検討

キ 事業実施・結果の公表

(2) スケジュールイメージ

令和7年度										
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	★提案募集 5/28～7/25		★書類審査	★発表会・表彰式 9/13	★事業化する提案の検討		★事業実施 9月末～翌2月末			

3 募集する提案

(1) 募集する提案

以下に定めるテーマから1つを選び、子ども・若者独自の視点で課題を特定し、その

解決方法について自由な発想で考えた提案を募集する。

テーマ1：未来に希望を持てる静岡県にするための提案

テーマ2：子育てしやすい静岡県にするための提案

(2) 募集する提案から除外するもの

次のアからケまでのいずれかに該当すると認められるものは、募集する提案から除外

するものとし、応募があった場合も審査対象としない。

ア 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの

イ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの

ウ 募集テーマから明らかに逸脱しているもの

エ 公序良俗に反するもの

オ ていあんしゃ ようけん み 提案者の要件を満たさない者が提案したものもの ていあん

カ ていあんほうほう 提案方法によらずに提案されたものていあん

キ ちてきざいさんけん しんがいはい 知的財産権を侵害するもの

ク ひげんじつてき ないよう ふく 非現実的な内容を含んだ実現不可能なものじつげんふかのう

ケ ていあんしゃ すで じっし 提案者が既に実施している若しくは過去に実施したものも かこ じっし

4 ていあんしゃ 提案者となることのできる者もの

こじんぶもん 個人部門にあつては、(1)(2)及び(4)の要件を満たす者、およ ようけん み もの だんたいぶもん 団体部門にあつては(3)(4)を
み だんたい たいしやう 満たす団体を対象とする。なお、こじんぶもん 個人部門にあつては、こうせいいんぜんいん ようけん み 構成員全員が要件を満たしてい
ばあい がっこう くらすまた ぐるーぶたんい ていあんしゃ る場合は、学校・クラス又はグループ単位でも提案者となることのできる。

(1) ていあんび ぞく ねんど がつ にちじてん まん さいいじやう まん さいい か もの 提案日の属する年度の4月1日時点で満6歳以上、満29歳以下の者

(2) ていあんび じてん けんない じゆうしよ ゆう ものまた けんない つうきん つうがく もの 提案日時点で県内に住所を有する者又は県内へ通勤・通学している者

(3) けんない かっとう だんたい きぎやう えぬびーおー しせつ おうえんたい とうろくだんたい 県内で活動する団体、企業、NPO、施設で「ふじさんっこ応援隊」の登録団体

(4) おうぼ ていあん ていあんしゃ しめい はっぴやうかいとう さつえい がぞうとう こうひやう どうい もの 応募した提案や提案者の氏名、発表会等で撮影した画像等の公表に同意する者

5 ていあんほうほう 提案方法

ていあんしゃ 提案者は、げんそく 原則、ぼしゆうきかんちゆう 募集期間中に、べっし 別紙「わかものいけんていあんじつげん こども・若者意見提案実現プロジェクト
ていあんしよ ひつやう じこウ きさい うえ めー る また ゆうそう しずおかけん せいさくか ていしゆつ 提案書」に必要な事項を記載した上で、メール又は郵送で静岡県こども政策課に提出す
ていあん おこな ることにより提案を行う。

6 審査方法等

(1) 審査の評価項目

提案内容の審査は、次のアからオまでの項目に着目して実施する。

ア 着眼点…子ども・若者独自の視点が含まれた提案か

イ 独自性…ユニークなアイデアや創意工夫がある提案か

ウ 有効性…テーマにおけるニーズや課題の解決に対し、効果的・効率的な提案か

エ 発展性…提案内容を深めたり広げたりすることで、より大きな効果が期待できるか

オ 実現性…実現のための方法や手順が具体的に考えられているか

(2) 書類審査

県において応募された提案を書類審査し、発表会対象提案を選定する。各部門ごと

の選定は下表のとおりとする。

部門		件数	選定基準
個人部門	小学生部門	各部門 最大3件	6(1)の項目に基づき、書類審査 の総合点数が上位3つの提案
	中高生部門		
	若者部門		
団体部門		最大5件	6(1)の項目に基づき、書類審査 の総合点数が上位5つの提案

(3) 事前投票

書類審査により選定された提案を対象に、「こえのもりしずおか」及び「静岡県こども・若者施策推進本部」を構成する幹事課による事前投票を発表会開催までに実施する。

(4) 発表会（プレゼンテーション審査）

書類審査により選定された提案を対象に2(1)オの日程で発表会を開催し、提案内容及びプレゼンテーション内容を審査委員が6(1)により評価する。

(5) 表彰

6(2)から(4)までの総合的な審査により、応募された提案から最優秀賞を選定し、それ以外を優秀賞として表彰及び副賞を贈呈する。

くぶん 区分	ぶもん 部門		けんすう 件数	ふくしょう 副賞
さいゆうしょう 最優秀賞	こじんぶもん 個人部門	しょうがくせいぶもん 小学生部門	かくぶもん 各部門 さいだい けん 最大1件	しょうひんけん まんえんぶん 商品券3万円分
		ちゅうこうせいぶもん 中高生部門		
		わかものぶもん 若者部門		
	だんたいぶもん 団体部門		さいだい けん 最大2件	
ゆうしょうしょう 優秀賞	こじんぶもん 個人部門	しょうがくせいぶもん 小学生部門	かくぶもん 各部門 さいだい けん 最大2件	しょうひんけん まんえんぶん 商品券1万円分
		ちゅうこうせいぶもん 中高生部門		
		わかものぶもん 若者部門		
	だんたいぶもん 団体部門		さいだい けん 最大3件	

(6) その他^た

提案内容^{ていあんないよう}の審査経過^{しんさけいか}や審査結果等^{しんさけっかとう}に対する個別^{たい}の回答^{こべつ}は行^{かいとう}わない。^{おこな}

7 結果^{けっか}の公表^{こうひょう}

6 (2) 及び(4)の結果^{およ}は、県ホームページ^{けっか}と「こえのもりしずおか」^{けん}上^{じょう}で公表^{こうひょう}する。

8 提案^{ていあん}の事業化^{じぎょうか}

最優秀賞^{さいゆうしゅうしょう}を受賞^{じゅしょう}した提案^{ていあん}のうち、最大^{さいだい}4件^{けん}を県^{けん}が選定^{せんてい}し、提案者^{ていあんしゃ}を含^{ふく}めて予算^{よさん} (合計^{ごうけい} 200万円^{まんえん}) の範囲^{はんい}内で事業化^{じぎょうか}の調整^{ちようせい}を行^{おこな}う。なお、団体部門^{だんたいぶもん}の提案^{ていあん}を事業化^{じぎょうか}する場合^{ばあい}、原則^{げんそく}として県^{けん}と提案団体^{ていあんだんたい}が委託契約^{いたくけいやく}を結^{むす}び、事業化^{じぎょうか}するものとする。

9 権利^{けんり}の帰属^{きぞく}

本事業^{ほんじぎょう}において提案^{ていあん}されたもの^{かか}に係^{けんり}る権利^{すべ}は、全^{けん}て県^{きぞく}に帰属^{ていあん}するものとする。なお、提案^{ていあん}に含ま^{ふく}れる発明^{はつめい}、実用新案^{じつようしんあん}、意匠^{いしょう}及び商標^{しょうひょう}に係^{かか}る産業財産権^{さんぎょうざいさんけん}については、権利者^{けんりしゃ}に引^ひき続^{つづ}き帰属^{きぞく}する。

10 個人情報^{こじんじょうほう}の取扱い^{とりあつか}

本事業^{ほんじぎょう}により保有^{ほゆう}する個人情報^{こじんじょうほう}については、個人情報^{こじんじょうほう}の保護^{ほご}に関する法律^{かん} (平成^{ほうりつ} 15 年法^{へいせい}第 57 号^{ごう}) その他所要^{たしよよう}の規定^{きてい}に基づ^{もと}き、適切^{てきせつ}に処理^{しより}する。

11 その他^た

この要綱^{ようこう}に定めるもの^{さだ}のほか、必要^{ひつよう}な事項^{じこう}は別^{べつ}に定めるものとする。^{さだ}

ふ そく
附 則

この要項は、^{ようこう}令和^{れいわ}7年^{ねん}5月^{がつ}27日^{にち}から^{せこう}施行する。